

(第12号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年6月27日法律第66号）の公布により、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）が改正されたことに伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 規定整備

引用する条文の項の移動が生じたため、規定を整備する。

別表第2の72の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表73の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

2 施行日

令和2年4月1日から施行する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
72	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	(略)	(略)	72	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	(略)	(略)
73	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	73	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
74	(略)	(略)	(略)	74	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)	131	(略)	(略)	(略)
別表第3 (略)				別表第3 (略)			
附 則							
この条例は、令和2年4月1日から施行する。							